

論 点

法制審議会少年法部会委員〇〇〇〇〇, 〇〇〇〇

2007年12月18日

第1 被害者による少年審判の傍聴について

1 傍聴の可否について

- (1) 被害者が傍聴し得る地位を基礎付ける法的根拠
- (2) 被害者による傍聴の必要性を根拠付ける事情
- (3) 被害者の傍聴が少年に対して与える影響について
- (4) 被害者の傍聴を類型的に否定すべきか

2 傍聴が認められる要件について

- (1) 触法少年の事件も対象となっていることに問題はないか
- (2) 「少年の健全育成」という要件がないことは適当か
- (3) 罪種及び生命に重大な危険との要件は適当か
- (4) 被害者の傍聴が認められない場合はどのような場合か
- (5) 少年または付添人の意見を聞くことを要件とすべきではないか
- (6) 審判廷の中で傍聴する場所はどこか、全国的に対応ができるのか

3 傍聴者及び傍聴付添人による秘密漏洩について

- (1) 要綱骨子のような規定だけで担保できるのか。罰則まで設けるべきではないか
- (2) 「正当な理由」とはどのような場合か
- (3) 少年の氏名その他少年の身上に関する事項以外の事項については、どのような行為が禁止されているのか

第2 記録閲覧謄写の範囲の拡大について

- 1 身上調書等にまで範囲拡大したことに問題はないか
- 2 記録の閲覧・謄写の範囲の拡大に伴い、罰則を設ける等、漏洩を禁止するさらに強力な担保措置をとる必要性について
- 3 少年または付添人の意見を聞くことを要件とすべきではないか
- 4 社会記録の閲覧謄写の可否について

以 上